

平成24年度第3回  
林政審議会施策部会議事録

林野庁

平成24年度第3回林政審議会施策部会  
議事次第

日 時：平成25年3月8日（金）15:30～17:34

場 所：農林水産省第3特別会議室

1．開会

2．林政部長あいさつ

3．議事

（1）部会長の互選について

（2）「平成24年度森林及び林業の動向」（案）について

（3）「平成25年度森林及び林業施策」の作成方針（案）について

（4）その他

4．閉会

○佐藤企画課長 予定の時間が参りましたので、ただいまから「林政審議会施策部会」を開催させていただきます。

初めに、林政部長の末松から御挨拶申し上げます。

○末松林政部長 一言御挨拶申し上げます。

いつも御多忙のところ御出席いただきましたことに厚くお礼申し上げます。

今回、施策部会の委員が指名されてから最初の施策部会となります。例年4回程度の会合を開催して、森林・林業白書について審議していただいております。御指導、御助言賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

最近の状況というのは御案内の通りでございますので、今日、昨日の話をしたと思います。

1つは、国会で本日審議がありまして、これは余り良い話ではないのですが、公共建築物の木造化について我々は補助金を持っているのですが、昨年10月に会計検査院から指摘を受けたというのがありました。どういう指摘かという、2つ指摘を受けていまして、1つは、例えば、公共建築物を木造で建てるときには補助金を出すのですが、何にでも補助していいというわけではないので、ちゃんと効果があるように、効果を算定してもらっているのですけれども、その効果を算定する計算式を昔作って、今や、なぜそうしたかがよくわからなくなっているところがありまして、それが会計検査院に指摘されました。幾つも効果はありますので、地域の経済とか、また、それを見て木造住宅をつくろうと思う人がどれだけ出るかとか、いろいろなことが書いてあるのですけれども、その数字がちょっとわからないというのが去年の秋に指摘がありました。今回、補正予算で、やはりこの事業は大切だということで、補正予算も審議されて成立しているわけですが、その中でかなり大きな額を、200億超を全国につくっていただくということで計上して成立しているのですが、おかしいではないかというふうに言われたわけでありまして。

現状どうなっているかという、効果を計る項目というのは幾つもありますので、問題があるといった効果は、その効果について計算しないで、ほかの効果で十分な効果があるやつだけやりましょうということになっているので、我々としてはきちんとやっているつもりなのですが、そういう国が出す補助金についてはもっと慎重にやるべきだということをおっしゃって、それで先ほどまで関係者がばたばたしていたということがありました。

木造化、国産材を使うということは、こういう場で議論をしていると、それは正しくてみんなが応援してくれるというふうに思ってしまうのですけれども、中には、国費を使っているのにそんなことでもいいのかとおっしゃる方もいらっしゃるのです、これからそういう

ことに対する備えというか、ちゃんと説明できるようにしていくということがますます大切だなというふうに思った次第であります。

あともう一つは、本日これから、新聞でもぼちぼち出るのではないかとと思いますが、例の木材のポイント制度、大体役所としての大枠が固まりましたので、これを発表しています。正式には3月末ごろに最終的なものをお示しして実行しようと思っています。非常に単純なことなのですが、仕組みは家電のエコポイントとか住宅のエコポイント、それからエコカー減税とかいろいろなものがありまして、それをならうというか、そういうことで同じように参考にしてやっていただく。ポイントの中心になるところは、地域材を使った住宅に対してポイントを差し上げる。今の案では30万ポイント、1ポイントが1円ですので、30万円を差し上げるということで、少しでも地域材を選んでいただくということに背中を押せばというふうに思っております。

そういう制度の中で、決まったことというのは言われてみればその通りなのですが、例えばいつ着工したのから対象にするかとか事務的には細かい話があって、これは今建て始めた方には非常に恐縮なのですけれども、やはり4月1日から着工した人から始めるということに決めるとか、そういうことを一応役所として考えをまとめて、本日、紙を投げ込んだところですので、今日辺りからそういう報道が出てくるかと思えます。

こういう政策というのは、前向きで褒めてくださる方もいらっしゃるのですが、これから多分、諸外国は、それは国産材に偏した内外無差別の原則を損なう施策ではないかとかいう文句とか、また、これは全ての住宅関係の方にプラスするわけではなくて、地域材と言われるものを使う人の背中を押すので、そうではない人の背中を押していないということがありますので、いろいろな御批判というのはこれからあると思いますが、やはり政策を動かすためには、そういうことを全部考慮していたら何も動かないので、頑張ってやっていきたいと思えます。

また、そういう話で、どちらかというところから「よくやった」という声よりも、「ここが入ってなくて不公平ではないか」とか、国際化の中で、林野庁はなぜこういう内向きのことばかりするのかとか、多分批判が出てくると思いますが、批判が出るということは、それは一定の方向を向いている政策である証ではないかと思って、これから努力していきたいと思っています。

本日これから、本文案とか作成方針について御審議いただくこととしておりますので、また忌憚のない御意見をいただければと思います。どうかよろしくお願いします。

○佐藤企画課長 それでは、次に、施策部会委員の指名について御報告申し上げます。皆

様にも御出席いただき、先ほど開催されました林政審議会におきまして、林政審議会委員から、井上委員、葛城委員、佐藤委員、鮫島委員、澤田委員、鈴木委員、塚本委員の7名が施策部会に属する委員として指名されましたので報告させていただきます。

ここで委員の紹介をさせていただきます。

井上委員でございます。

○井上委員 井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤企画課長 葛城委員でございます。

○葛城委員 葛城です。よろしくお願いいたします。

○佐藤企画課長 佐藤委員でございます。

○佐藤委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○佐藤企画課長 鮫島委員でございます。

○鮫島委員 鮫島でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤企画課長 澤田委員でございます。

○澤田委員 澤田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤企画課長 鈴木委員でございます。

○鈴木委員 鈴木です。よろしく。

○佐藤企画課長 なお、塚本委員におかれましては、所用のため御欠席との御連絡をいただいております。

次に、会議の成立状況を報告させていただきます。

本日は、委員7名のうち6名の方に御出席をいただいております。本会の定足数である過半数を満たしておりますので、本日の会議は成立していることを御報告申し上げます。

林野庁の出席者につきましては、座席表の通りでございます。

続きまして、部会長の選任を行っていただきたいと思います。部会長の選任につきましては、林政審議会第5条第4項の規定により、部会に属する委員から互選することになっております。どなたか適任と考えられる方はいらっしゃいますでしょうか。

井上委員、お願いいたします。

○井上委員 私といたしましては、森林・林業、木材産業について大変幅広い御見識を持っておられ、先般も被災地東北の森林、合板、製材工場等々を視察されて、製造業についても大変深く御見識をお持ちの、これまでも部会長をお務めいただいた鮫島委員に引き続き部会長をお願いしてはどうかと考えます。

○佐藤企画課長 ありがとうございます。

ただいま井上委員より部会長に鮫島委員の御推薦がありました。いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○佐藤企画課長 異議なしということでございますので、鮫島委員には御苦勞をおかけしますが、引き続き部会長をお願いしたいと思います。

それでは、これ以降の議事進行は部会長をお願いしたいと思います。鮫島部会長、よろしくお願ひいたします。

○鮫島部会長 ただいま部会長に選任されました鮫島でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員の皆様には御多忙中のところお集まりいただき、まことにありがとうございます。引き続き部会長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議事次第を見ていただきたいのですが、本日は、既に(1)は済んでおりますので、「(2)「平成24年度森林及び林業の動向」(案)」について、それから、「(3)「平成25年度森林及び林業施策」の作成方針(案)」についてでございます。林野庁から説明いただき、御審議をいただくことにしております。それでは、(2)の「平成24年度森林及び林業の動向」につきましては、昨年10月に開催された第2回施策部会で骨子(案)について審議をいたしました。今回は、前回の審議を踏まえて作成した本文(案)について第1回目の審議を行います。本日の審議結果を踏まえて、4月に開催予定の次回の会合で第2次案の検討を行うことになっております。

それでは、「平成24年度森林及び林業の動向(案)」並びに「平成25年度森林及び林業施策の作成方針(案)」について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

なお、本日は17時30分までの審議を予定しておりますので、御協力をお願いいたします。それでは、よろしくお願ひいたします。

○佐藤企画課長 それでは、資料の御説明をさせていただきます。

本日の資料でございますが、今、鮫島部会長からお話がありました通り、「平成24年度森林及び林業の動向」がお手元の資料番号1でございます。もう一つが資料2「平成25年度森林及び林業施策」の作成の基本的考え方(案)」でございます。事前に資料を御送付しておりますので、簡潔に説明させていただきます。

前回の施策部会では、今、部会長からもお話がありました通り、24年度森林及び林業の動向の主要記述事項について御審議いただきました。その際には、今年度の白書の特集テーマを「森林・林業の再生と国有林」といたしまして、森林・林業の再生に向けて進めて

いる取組を整理するとともに、この森林・林業の再生に貢献する今後の国有林野事業の展開について記述する旨、作成の方針を御説明いたしました。

本日は、前回の施策部会で出された意見も踏まえまして、作成した本文案につき御審議をお願いしたいと考えております。

まず、資料1をご覧ください。こちらが今申し上げました前回の審議を踏まえて作成した本文の（案）でございます。事前にお送りした資料とは一部で図表の追加・差し替えや文言の修正などがございますけれども、記述内容に大きな変更はございません。

なお、事前にはお送りしていませんでしたが、参考1といたしまして、前回の第2回施策部会における意見の反映結果を配付しております。あわせて御参照いただければと思います。

まず、作成方針でございますけれども、平成21年度から冒頭のトピックスを国民一般向けとして平易な記述とするとともに、本文は実務者向けとして詳細な分析を行うとしております。また、体裁につきましても2段組とするなど、これまでさまざまな改良を加えてまいりました。本年度もこれまでの方針を踏襲しまして、さらに読みやすい白書を作成したいと考えております。

なお、昨年までは「図」と「表」は別々に番号を振っておりましたが、今回からは両者をあわせて「資料」として連続した番号を振ることといたしました。

次に、目次のほうをご覧くださいと思います。全体の構成でございますが、「目次」、「はじめに」、「トピックス」、それから本文となっております。本文の第I章が特集章ということで、テーマは「森林・林業の再生と国有林」でございます。

第II章でございます。目次の次の次のページをご覧くださいますと、「東日本大震災からの復旧・復興」。これは、昨年度の白書の特集テーマでございましたけれども、引き続き準特集章のような扱いで記述したいと考えております。

第III章以降は、「地球温暖化対策と森林」、「森林の整備・保全」、「林業と山村」、「林産物需給と木材産業」としており、全体で6章構成となっております。

なお、例年、この中に国有林というのが独自の章でございますが、これは今回、第I章が「森林・林業の再生と国有林」でございますので、その中に記述を統合したということになっております。

なお、一部、数値や写真が入っていない箇所や記述が保留、Pとなっている箇所がございますが、次回部会までには確定したいと思っております。

今ご覧いただいております目次でございますけれども、昨年同様に目次から記述内容を

把握できるように小項目までを目次に含めております。したがって、目次だけで結構ページ数がございますけれども、これだけで小見出しも含めまして、事項名のみならず、極力、何がどうなったかということがわかるような構成としております。

次に、トピックスの御説明をさせていただきたいと思っております。平成24年度における特徴的な動きとしまして5点を取り上げております。

トピックスの1が「森林・林業の再生に向けた取組を展開」ということで、適切な森林施業を確保する制度の導入、森林経営計画の制度の開始、人材の育成、公共建築物や木質バイオマスの木材利用。

あと、前回、委員の御意見で国有林野関係の動きも記述すべきというお話もございましたので、あわせて記述しております。

次のページがトピックスの2、「津波で被災した海岸防災林の再生を開始」ということで、東日本大震災で甚大な被害が発生した海岸防災林につきまして、再生に向けた動きを紹介しております。

次のページでございます。トピックスの3が「『再生可能エネルギーの固定価格買取制度』等により木質バイオマス利用を推進」でございます。同制度の紹介に加えまして、各地で木質バイオマスの利用が進んでいることを紹介しております。

次のトピックスの4が「綾の照葉樹林が『ユネスコエコパーク』に登録」でございます。昨年7月にユネスコにおいて、同地域が「ユネスコエコパーク」に登録されることになったことを紹介しております。九州森林管理局が中心となり、「綾の照葉樹林プロジェクト」として照葉樹林の普及に取り組んでいるということでございます。

これらにつきましては、前回の施策部会で御議論いただいたことを踏まえまして、本文を作成したということでございます。

次が、トピックスの5でございます。「林業・木材産業関係者が天皇杯等を受賞」ということで、今年の農林水産祭で受賞された方々について紹介しております。これも例年どおりでございます。

次が、第I章が「森林・林業の再生と国有林」でございます。こちらは特集章になります。本年の特集章では、実効性の高い計画制度や適切な森林施業の確保、効率的かつ安定的な森林経営の育成、人材の育成確保など、森林・林業の再生に向けて進めている取組を整理するとともに、今後の国有林や事業の展開について記述しております。

森林・林業の再生については、森林・林業全般にかかわることから、特集章では特に、取組の背景や要点を記述して、詳細な取組内容については通常章で記述するようにさせて

いただいております。このため、通常章と対応ができるように、それぞれのパートの最後に対応箇所を明記するようにいたしました。

次の2ページをご覧いただきたいと思います。

第I章の第1節「森林・林業の再生に向けた取組」でございます。そこの(1)が取組の背景、そのうちの(ア)「我が国の森林・林業をめぐる情勢」でございます。

その内容を簡単に紹介させていただきますと、これまで我が国の林業は採算性の悪化により停滞し、木材自給率の低下が続いてきたということ。一方で、国民の森林に対する要請は、自然環境の保全や公衆の保健、地球温暖化防止への貢献などに対する期待が高まっている、また、木材に対するニーズも変化してきたということでございます。

こういったことを踏まえまして、3ページでございますが、平成13年に制定されました森林・林業基本法では、森林・林業基本計画に基づき、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展に向けた総合的な施策を展開してきた、この結果、一定の成果を上げ、木材自給率も回復してきたということでございます。

前回の施策部会では、これから後の話を主に書いていたのですが、森林・林業再生の取組は、ある意味、ずっと続いている取組でございまして、特に平成13年の森林・林業基本法のとときに基本理念と現在の政策の枠組みをつくりまして、ちょうどそのころに木材自給率も一番低い時期だったのですが、その後の取組もありまして、今向上しているということでございますので、その部分も含めて記述したということでございます。

その上で、次の(イ)が「森林・林業の再生に向けた施策の見直し」ということでございます。そういった施策をやってきたのですが、近年、我が国の森林資源は本格的な利用が可能な段階を迎えようとしている、ただ、国内の林業は依然として生産性が低く、森林所有者の林業に対する関心もさらに低下している、このため、森林資源が十分に活用されないばかりか、必要な施策が行われずに多面的機能の発揮が損なわれるような状況にあるということでございます。

このため、農林水産省は平成21年、「森林・林業再生プラン」を策定しまして、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築することとし、その後の検討を踏まえて、具体的な改革内容が取りまとめられたという点を紹介させていただきます。

次の4ページをご覧いただきますと、「法制度の見直し」といたしまして、この検討を踏まえまして、具体的には、ここがございます「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の制定、「森林法」の改正、さらに「国有林野の管理・経営に関する法律

等」の改正が行われました。

さらに、平成23年には、森林・林業基本計画の見直しを行いまして、10年後の木材需要量と国産材の供給・利用量の目標を定めているということでございます。

次の6ページをご覧いただきたいと思います。その上で、(2)「森林・林業の再生に向けた主な取組状況」といたしまして、(1)では経緯を御説明したわけですが、ここでは主な分野についての取組状況を紹介しているという構成になっております。

まず、(ア)が「実効性の高い森林計画制度」ということで、国、都道府県、市町村等の役割を明確にした上で、実効性の高い制度的枠組みを整理する必要がある、このため、「全国森林計画」、「地域森林計画」の見直し、さらに地域主導による「市町村森林整備計画」の見直しに取り組んでいるということでございます。

次が、7ページ以降でございますが、特に「市町村森林整備計画」につきましては、事例I-1も交えまして、地域の森林に関するマスタープランとなるように見直したということを紹介しております。

次が、同じ7ページの(イ)が「適切な森林施業の確保」でございます。

我が国の森林では、無秩序な伐採や造林未済地の発生により、森林の有する多面的機能の発揮に支障を及ぼすおそれが生じるとともに、相続等により森林所有者が不明となる事例も増えている。こういった状況を踏まえまして、適切な森林施業の確保に向けて、森林法の改正によりまして、無届伐採に対して中止命令を発出できる制度、8ページにかかりますけれども、所有者不明森林における施業が実施できる制度、新たな森林の土地の所有者となった者に対して市町村長への届出を義務づける制度などが導入されたことを紹介しております。

次は、8ページの(ウ)「効率的かつ安定的な林業経営の育成」ということで、特にここでは施業の集約化の推進、路網の整備、機械化の推進、こういったことを中心に記述しております。特に森林計画の概要等につきましては、資料のI-5、I-6で紹介させていただいております。

さらに、機械化の話が10ページ、11ページにかかっております。

11ページ、(d)「林業事業体の育成」では、森林組合が地域の森林管理の主体として積極的な役割を果たすべく施業の集約化に取り組んでいることや、民間事業体の育成に向けて森林組合と民間事業体に分け隔てなく情報提供する仕組みなどを整備したということでございます。

次が、12ページをご覧いただければと思います。(エ)「人材の育成・確保」ござい

ます。林業の生産性を向上させるためには、新規就業者の確保と現場技能者の育成ということで、（a）では「緑の雇用」事業により、林業に必要な基本的技術の習得の支援、平成23年度からは新たな研修により、現場技能者の就業後のキャリアアップを含めた段階的かつ体系的な人材育成を進めているということ、研修修了者は、林業作業士（フォレストワーカー）、フォレストリーダー、フォレストマネジャーとして名簿登録するといったことを紹介しております。

次が13ページでございますが、（b）のところで「森林・林業の再生に取り組む技術者等の育成」ということで、まず①が、いわゆる森林施業プランナーということで、施業を集約化して森林経営計画を作成する人材として、平成19年度から育成を進めています。

②が、いわゆるフォレスターの話でございます。特に市町村が地域の森林経営に果たす役割が一層重要となっているといったことを踏まえまして、森林・林業に関する専門知識・技術等を有する人材を育成している、それによって市町村行政を支援するというところでございます。

記述については14ページにわたっておりますけれども、平成23年度から准フォレスター研修を実施しているといったことも紹介しております。

さらに、14ページでは③としまして、路網を設計・作設する人材の育成についても紹介しております。

次に、同じページでございますが、（オ）「木材の加工・流通体制の整備と木材利用の拡大」としまして、我が国の林業・木材産業については、小規模・分散・多段階となっている中で、品質・性能の確かな製品を低コストで安定的に供給する体制を確立することが求められているということ。

さらに15ページでございますが、これまでも新流通・加工システム、新生産システム等により、製材工場や合板工場における国産材の利用を進めてまいりましたが、新たな基本計画も踏まえまして、引き続き木材加工・流通施設の整備等を支援しているということ。

同じく15ページの（b）でございますが、「木材利用の拡大」としまして、公共建築物の木造化、16ページに行きますと、「木質バイオマスのエネルギー利用」、さらに「木材輸出の促進」、「木材利用の普及啓発」などに取り組んでいることも紹介しております。

あと、先ほど審議会でもかなり御議論をいただきました木材利用ポイントを実施することについても、これは24年度補正予算ということで、24年度の話だということもありまして、ここに入れさせていただいているということでございます。

以上が第1節でございますが、18ページは、特集章の後半のパートとしまして、こうい

った森林・林業の再生に向けた取組、それに貢献するという意味も含めまして、この4月から一般会計化することになりました国有林野事業の今後の展開について記述をしております。

まず、(1)が「国有林野事業の概要とその見直し」ということをごさいます、(ア)としましては、国有林野と国有林野事業の紹介、今までの経緯について記述しております。国有林野は、我が国の国土面積の約2割、森林面積の3割を占めるということ、林野庁が国有林野事業として一元的に管理経営を行っているということ。

(イ)のほうでは、「国有林野事業の概要」としまして、独立採算制の特別会計として、林産物の供給に重点を置いて管理経営を行ってまいりましたけれども、昭和50年度以降、経営状況の悪化により債務が累増したといったことも踏まえまして、平成10年に国有林野事業の抜本的改革を行い、経営方針を公益的機能の維持増進を旨とする方針に大きく転換したといったことが記述されております。

それを踏まえまして、19ページの(ウ)でございますが、「森林・林業の再生と国有林野事業の見直し」としまして、平成21年には国有林野事業について、森林・林業政策への貢献を行うとともに、一般会計に移行することを検討することとされたこと。

平成23年に、まさにこの林政審議会におきまして、農林水産大臣からの諮問を受けて、今後の国有林野の管理経営のあり方についての答申をまとめていただいたということでございます。その内容についてはここに書いてある通りでございますが、国有林は、国が責任を持って一体的に管理し、公益的機能重視の管理経営を一層推進することと、森林・林業再生のため、これは特に第1節と関係するわけでございますが、資源・フィールド・人材を民有林の施業技術の高度化や経営の安定・強化に資するものに見直すといったことが提言されたということでございます。

次が20ページでございます。(エ)をご覧くださいますと、こういった提言を踏まえまして、関連法が成立したといったことが紹介されておまして、さらに21ページでございますが、ちょうど去年の年末でございますけれども、管理基本計画を変更したということでございます。この間に基本計画がこの4月から適応されるといったことで、それを踏まえた今後の展開方法を次の22ページ以降に記述しております。

ここでは大きく5つの分野に分けまして、現状と今後の展開方法を紹介しております。

まず、(ア)が「公益重視の管理経営の一層の推進」といったことで、まず(a)の「公益的機能の維持増進を旨とした管理経営」といたしまして、これまで国有林野を水土保持林、森林と人との共生林、資源の循環利用林の3つに区分して必要な施業を行ってき

ましたけれども、平成25年度からは5つのタイプに見直そうとしていること。

さらに、23ページでございますが、治山事業による荒廃地の復旧整備、路網の整備、地球温暖化の防止に向けた間伐にも取り組んでいるといったことを紹介しております。

さらに、24ページでございますけれども、「民有林との一体的な整備・保全」ということで、今回の法律改正では、新たに国有林野事業により、国有林と民有林の一体的な整備・保全を行うことを可能とする公益的機能維持増進協定制度が創設されたといったことも紹介しております。

次が、(b)「生物多様性の保全」といたしまして、間伐の実施や伐期の長期化に取り組むとともに、保護林や緑の回廊の設定等に取り組んでいること、特に我が国は4か所、世界自然遺産がございますけれども、そこでは陸域の約95%が国有林野となっておりますので、その厳正な保護に努めていること、さらに、27ページまでの間でございますが、「野生生物の保護管理と鳥獣被害対策」にも取り組んでいること等を紹介しております。

次が、28ページでございます。(イ)「森林・林業の再生への貢献」ということで、現在、民有林を中心に森林・林業の再生に向けた取組が進められる中、国有林野事業に対しては、その組織、技術力、資源の活用により貢献することが求められているということで、具体的な取組を紹介しております。森林の流域管理システムのもと、民有林との連携による森林共同施業団地の設定や、システム販売により安定供給等に努めているといった話でございます。

さらに、今後は低コスト化を実現する施業モデルの展開・普及、林業事業体の育成、民有林と連携した施業の推進、森林・林業技術者の育成等の取組を強化するといった御紹介でございます。

さらに、30ページ、「林産物の安定供給」としまして、新規需要の開拓に向けて、製紙用チップや燃料用チップ等の原木の安定供給、民有林材との協調出荷、価格急変時の供給調整機能の発揮などにも取り組むということでございます。

次は、31ページ、(ウ)としまして、「『国民の森林』としての管理経営」ということで、国有林野を国民共通の財産である「国民の森林」と位置づけた上で、国民に開かれた管理経営を行うということでございます。国有林野事業では、双方向の情報受発信に取り組むとともに、関係者との共同連携によるモデルプロジェクトも実施しているといった紹介でございます。

次は32ページでございますが、NPOや学校に活動フィールドを提供する「ふれあいの森」や「遊々の森」の設定、分収林制度を通じた森づくり、木の文化を次代に引き継ぐた

めの木の文化を支える森の設定などに取り組んでいるという紹介でございます。

次が、34ページでございます。「国有林野の活用と震災からの復旧・復興への貢献」といたしまして、国有林野は、国民の共通の財産であるとともに、地域の資源でもあるということで、地域産業の復興や住民福祉の向上に向けて活用するという考えのもと、公衆の保健のための「レクリエーションの森」の設定、地域振興のための国有林野の貸付け・売払い、さらに今後は、再生可能エネルギー源としての国有林野の活用を進めるといった紹介でございます。それが35ページ。

さらに、36ページになりますと、「東日本大震災からの復旧・復興への貢献」ということで、これまでも地域に密着した国の出先機関として取り組んでまいりましたけれども、今後とも、まさに今日、本審議会でも御紹介がありました、海岸防災林の再生や地域の除染等に取り組むといったことを紹介しております。

次に、37ページ、「管理経営の実施体制」といたしまして、こういった取組を進めていくに当たりまして、現場の機能と能力の向上を図ることが求められている、また、地域の森林・林業をリードできる人材が求められているといったことで、これまでの基本的体制を堅持しつつ、都道府県との連携強化、民有林への指導やサポートの充実、さらに、人材の系統的育成に取り組むといったことを紹介しております。

最後に38ページでございます。特集章はここで終わってもよかったのですが、基本的に動向の方向でございますのでそれでもよかったのですが、「今後の課題」ということで、民有林・国有林を通じて、まとめ的に3つほど今後の課題を挙げさせていただいております。

1つは、森林・林業の再生に向けた取組を進めるに当たっては、川上から川下までの木材需給全体を視野に入れることが必要だということでございます。特に川上、川下だけではなくて川中、加工流通体制についてもちゃんとやる必要があるという話でございます。

2点目が、関係者が問題意識を共有した上で連携することが大事だということ。さらに、関係者以外の方も含めて、国民一般の理解を醸成することも重要であるといったこと。

第3点目でございますけれども、森林・林業政策でございますので、やはり長期的視点は大事なのですが、同時に、現地の実情や国民のニーズを的確に把握した上で施策や取組の検証を不断に行っていくこと、必要に応じて、それを踏まえて施策や取組の見直し・改善を図るということで特集章を締めさせていただいております。

次が、第Ⅱ章の「東日本大震災からの復旧・復興」でございます。時間の関係もございまして、この後はさらにスピードを上げさせていただきます。どうぞ御容赦ください。

第Ⅱ章の2ページから4ページをご覧くださいますと、「森林・林業・木材産業の被害と復旧状況」ということで、それぞれの分野における被害状況と復旧状況を、昨年を引き続きまして整理させていただいております。

次に、5ページ以降、9ページぐらいまでの間でございますが、2「復興に向けた森林・林業・木材産業の貢献」としまして、(1)、トピックスでも取り上げました「海岸防災林の復旧・再生」、(2)「住宅や建築物への木材の活用」、(3)「エネルギー等への木質バイオマスの活用」の3点について紹介させていただいております。

次が、10ページ以降でございます。10ページから13ページにつきましては、住宅や建築物への木材の活用ということで、住宅の再建につきましては、必ずしも円滑に進んでいない面もございますけれども、復興住宅や公共建築物を木材で整備する動きなども見られるといったことを紹介しております。

次に、14ページでございます。(3)「エネルギー等への木質バイオマスの活用」といたしまして、木質ボード原料や燃料として活用する動きが見られるなども含めまして御紹介をしております。

次に、16ページは、3「原子力災害からの復興」ということで、ここは、まさに今日、整備部長からも御説明がありましたけれども、(1)「森林の除染」の話ですとか、18ページからは「安全な林産物の供給」、さらに、21ページ以降は「林業労働者の安全確保」、さらに、23ページからは「樹皮やきこ原木等の処理対策」、最後に24ページでございますが、「円滑な損害の賠償」等について記述をしております。

次が、第Ⅲ章「地球温暖化対策と森林」でございます。

2ページをご覧くださいますと、1「地球温暖化対策の現状」でございます。それが温暖化の現状や温室効果ガスの排出状況等を含めまして、2ページ、3ページで紹介しております。

4ページ以降が「「京都議定書」第1約束期間の目標達成に向けた森林関連分野の取組」ということで、「森林吸収源対策」に加えまして、CDM植林、クレジット化、木材利用等についても記述しております。11ページまでそういった記述が続きます。

次に、12ページ以降が「2013年以降の地球温暖化対策の検討状況」といたしまして、昨年の「気候変動枠組条約締約国会議(COP18)」での交渉経緯、あと、2013年以降における森林吸収源対策等の取扱い等々について記述しております。

以上が温暖化対策でございます。

次が、第Ⅳ章「森林の整備・保全」でございます。

2ページが「森林の整備の推進」でございまして、(1)「我が国の森林の現状」、次に、4ページ、(2)「森林・林業に関する施策の基本方針」、ここで「森林・林業基本計画」を初めとする森林計画の見直しについて記述しております。

その後が6ページ、「森林の適正な整備」ということで、間伐、苗木の供給、林業公社の経営の見直し、花粉症対策等々につきまして、9ページまで記述をさせていただいております。

次が、(4)「社会全体に広がる森林づくり活動」ということで、特に最近、森林・林業に対する多分野からの関心が高まっております。そういったことですか、ボランティア、緑の募金、全国植樹祭・育樹祭、都道府県による独自課税、森林環境教育、さらに里山林の再生等々の項目について記述が続いております。18ページの途中までがそういった内容でございます。

次が、18ページの途中から(5)「研究・技術開発及び普及の推進」といたしまして、特集章でも簡単に触れましたフォレストの育成、その他の事項についてもここで詳しく説明をしているという構成になっております。

次が、20ページ以降が森林の保全ということで、(1)保安林制度、21ページの(2)治山対策の展開、22ページ以降に(3)生物多様性、さらに、25ページ以降に野生鳥獣被害対策が続きます。森林病虫害対策は28ページ以降でございます。

(6)「森林国営保険に関する検討」までが「2. 森林の保全の確保」でございます。さらに、31ページからは、今度は「国際的な取組の推進」といたしまして、38ページまでの記述でございます。

次が、第V章「林業と山村」でございます。

2ページ以降が「林業の動向」で、まず(1)「林業生産の動向」でございます。5ページからが(2)「林業経営の動向」としまして、「森林保有の現状」ですとか、実際に森林施業を担っている林家、森林組合等の動向について記述しております。

15ページ以降が、(3)「林業労働力の動向」でございます。ここで一言申し上げておかなければいけないのは、国勢調査に林業就業者数の推移というデータがございます。実は、この15ページの資料V-22をご覧くださいと、このデータだけ見ると、平成17年を底にして林業就業者数が増えているというふうに見えるのですが、実は、この間、平成19年に日本標準産業分類が改定されてございまして、その改定の影響もあるので、単純に底を打って林業就業者数が増加傾向とは言えないということで、これはなかなか複雑な話でございますので、16ページのコラムで「林業労働力の動向に関する分析」ということ

で、そのあたりを詳しく解説させていただいております。

その後も林業労働力の話が続き、最後に20ページ以降は、特に近年、女性による林業への参画が拡大しているといったことも含めまして御紹介をしております。

22ページが、(4)「林業の生産性の向上に向けた取組」でございます。このポイントにつきましては特集章のほうと重なるのですが、ここでは特に施策あるいはデータ、特集章には盛り込み切れなかったような細かい内容ですとか、あるいは造林、保育の効率化ですとか、そういったことも含めまして紹介させていただいております。それが31ページまで続きます。

32ページ以降は「山村の活性化」ということで、(1)「山村の現状」と、それを踏まえまして活性化対策が35ページ以降で紹介されています。

最後は、最近の6次産業化対策等を含めて御紹介しているという構成になっております。

最後の章が、第VI章の「林産物需給と木材産業」でございます。

まず、2ページでございますけれども、1「林産物需給の動向」としまして、(1)「世界の木材需給の動向」を御紹介しております。

ここは、特に地域別に、北米、欧州、ロシア、中国といった、世界の木材需給に大きな影響を与える地域に分けまして紹介をしています。前回、北洋材の輸入に関する動きも記述すべきというお話もございましたので、そこも含めて充実したつもりでございます。それが6ページまで続きます。

7ページ以降は、(2)「我が国の木材需給の動向」でございます。「木材の供給」と「木材の需給」で、その中で、特に7ページの図、資料VI-6、VI-7をご覧くださいますと、これは多分去年まではなかったと思うのですが、国産材の地域別、樹種別生産量について新たに分析を行い、記述しております。

次は、飛びますけれども、14ページ以降が(3)「木材価格の動向」でございます。

ここも前回の施策部会で、昨年、木材価格の下落につきまして、その背景も含めて分析すべきではないかといった御意見をいただきましたので、可能な範囲でその記述をしております。あわせて林野庁が行った対策についても紹介をしております。

次が、17ページ、(4)「適正に生産された木材を利用する取組」でございます。

次に、19ページでは、(5)「特用林産物の動向」について御紹介をしております。

次が、22ページをご覧くださいますと、今度は2「木材産業の動向」といたしまして、特に製材業、集成材工業、合板製造業、木材チップ製造業、これも従来どおりでございますが、分野別動向を記述しているということ。また、新たに合板以外のボード類について

も記述をしております。詳細は省略させていただきます。

最後、29ページでございます。3「木材利用の推進」といたしまして、（1）で住宅分野、（2）で公共建築物、さらに、33ページは（3）「木質バイオマスのエネルギー利用」。これは、35ページでございます通り、薪の話も含めて書いているということでございます。

あと、ご覧いただきたいのが、39ページでございます。特に木材利用拡大につきましては、今まで御紹介したような取組も大事なのですけれども、（5）「技術開発」というのが大きな役割を果たすと思います。先ほど御紹介しました通り、最近、木材自給率という指標で見ると増加しているといったことの一つの要因は、国内で生産される合板の原料に占める国産材の割合が非常に増えてきたといったことがございますが、その背景には、国産針葉樹材に対応した合板の製造技術の開発が進められているといった事情もございますので、やはり技術開発が大事だといったことで、今の例や、あるいは、今取り組んでおります、例えばクロス・ラミネイティド・ティンバー（CLT）という中高層の建築物にも使える資材とか、そういった内容です。

さらに、40ページになりますと、「土木分野等における技術開発」の状況についても御紹介をしているということでございます。

最後に、（6）「木材利用の普及啓発」としまして、一般向け、あるいは教育活動としての「木づかい運動」、木育の取組、さらに、42ページでは木材利用ポイントの話、さらに、（7）でございますけれども、山の林業だけではなくて、加工・流通・利用分野においても人材の育成が大事だといった点についてもあわせて記述をさせていただいております。

ざっとでございますけれども、以上が資料1の御説明でございます。

よろしければ、引き続き資料2のほうの説明もさせていただきます。資料2のほうは1枚だけでございます。「平成25年度森林及び林業施策」の作成の基本的考え方（案）」でございます。

ここに書いてある通りでございますが、まず、「講じようとする施策」は、森林・林業基本法第10条第2項に基づき作成しまして、毎年、国会に提出するものでございます。

今、御紹介しました森林及び林業の動向を考慮し、林政審議会の意見をお聞きして、政府として、次年度における施策についての取組方針を明らかにするものでございます。

25年度において講じようとする施策につきましては、23年7月に閣議決定をされました森林・林業基本計画に基づく施策のうち、25年度予算の政府案等を可能な限り盛り込むと

いう基本的考え方で作成したいと考えております。

具体的には、このページの裏でございますけれども、構成（案）ということで、概説、第Ⅰ章、第Ⅱ章、第Ⅲ章、第Ⅳ章、第Ⅴ章ということで、この構成は基本的には、今御紹介しました基本計画を踏まえた構成でございます。こういった構成を踏まえまして、内容的には、本日、御説明させていただきました25年度予算案等を踏まえまして、今後記述をさせていただきたいと思っております。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○鮫島部会長 どうもありがとうございました。

それでは、「平成24年度森林及び林業の動向（案）」と「『平成25年度森林及び林業施策』の構成（案）」という2つの資料を説明していただいたのですが、まず、資料1のほうの「平成24年度森林及び林業の動向（案）」のほうから見ていきたいと思えます。

それで、これはかなり膨大なものなので、まず目次からトピックスの範囲で何か御意見ございますでしょうか。どなたからでも結構ですので、もし何かお気づきのことがあったら御発言いただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

多分、内容のこと、それから記述の仕方、体裁の問題もあると思うのです。あとは、トピックスの中、いきなりあけて字が小さくて、また、図が小さくて、これをもう少し考えられないかなと、そういうのもあると思うのですが、再生可能エネルギーの図のこの小ささで本当に見えるかなとか、その辺をちょっと考えてもらいたいと思うのですが、内容的に何かございますか。

鈴木委員、よろしく申し上げます。

○鈴木委員 瑣末なことで恐縮ですが、トピックスの3ページ、海岸林の再生開始の、左下の再生のイメージの絵なのですけれども、こんなものだろうとは思いますが、海岸沿いに堤防がある絵とない絵があって、これはないバージョンのほうですね。先ほどの御説明でもあったのだけれども、やはり海岸のところにも他省庁管轄だったり、林野庁がやったりする堤防もあって、それとの見合いの中で全体の絵があったやに思うのですが、これでよければいいのかもしれませんが、検討した上で絵を選んでいただければと。

それから、何となく瓦れきがずっと陸側の奥まであるような絵になっているのだけれども、前見た絵は、もうちょっと小ぶりに書いてあったかなという、そんなところです。

○鮫島部会長 では、コメントをいただけますか。

○黒川治山課長 この絵は、実は少しデフォルメされた絵で、横方向にかなり圧縮された絵でございます。今お話しありました、もともと瓦れきというか、津波堆積物等も奥のほ

うまで薄く入ってはいたのですけれども、本当にこれでイメージが伝わるかというのも少しあるので、こういう絵を描く場合に、以前はありましたもう少し幅広のスケールがわかるやつにするか、もしくは、イメージよりももう少し具体的な写真で活動を示したほうがいいのかなどとも思っておりますので、その辺はどういうものをお示しするか、また検討させていただきます。

○鮫島部会長 何となくこのスペースに絵と写真を同居させるのはかなりつらいなというのが全般的に言えることかなと思います。

○黒川治山課長 昨年度の白書にイメージ図も出ていましたので。

○鮫島部会長 御検討いただければ。

○黒川治山課長 はい。

○鮫島部会長 ほかに何かございますか。

どうぞ、澤田委員。

○澤田委員 ずっとこれを作業されてこられまして、私は、この間これを初めて見せていただきました。それまでの流れがわかりませんので、おかしいことは言っていただけばと思うのですが、建築の仕事をしておりましたので、廃棄物処理法というのがあります。ここで、実を言うと、無害化された再生瓦れきというところが気になりまして、無害化というのはどういうことなのだろうというのがちょっと気になるかなという気がいたします。廃棄物処理法にのっとったとか書いていただけると良いとは思いますが、その辺、どこから突つかれるかなという気がいたします。

○黒川治山課長 海岸防災林を初めといたしまして、今回の復興事業の中では災害廃棄物を積極的に活用していこうというのが国の方針でございます。その際、このような言い方をしているのですけれども、当然、委員が言われるように安全なものでなければいけないし、廃掃法上も問題のないものでなければいけないということで、実はこの事業を行うに当たりましては、廃棄物のほうはきちんと廃棄物部局で分別をして、その中に有害なものが入っていないというものを確認して、いわゆる資源化をされたところで、それを今度は事業サイドのほうで使うというような流れの中で実際行っております。

そういう意味では、委員が言われるように廃掃法上も問題なくということで、わかりやすく無害化としか書いてございませませんが、分別して安全性が確認されたものというところがポイントでわかりやすく書いているつもりです。

○澤田委員 どんな廃棄物であっても、余り害がないものはないと思います。コンクリートであっても、環境に対して害がないものというのは本当はないので、「無」と書いてし

まうと。

○黒川治山課長 今回の場合、特に津波堆積物ですので、いろいろなものがシャッフルされて、特に何か有害なものも混ざっている場合もあるということで、その中から分別して、例えば有害なもので重金属ですとかそういったものが入っていないというのを、いわゆる無害化ということでここでは言うております。当然、コンクリート廃棄物等は。

○鈴木委員 多分、今のお尋ねのほうは、無害という定義というのは難しく、基準値以下であることが確認されているというほうが正しくないかというような御意見かと私は聞いていたのです。だから、無害というのは、基準値以下で無害という定義をして使っていれば同じことをおっしゃっているわけですがけれども、表現として「無」というから本当にいろいろなものがゼロかというところでないから、廃棄物処理とか何かの基準に照らして基準以下という言い方が現実的な気は確かにするかと思います。

○澤田委員 誤解されずに済むのではないかと。

○黒川治山課長 わかりました。御指摘を踏まえて、基準のほうも検討させていただきます。

○鮫島部会長 それでは、そこは検討いただくということでよろしく願いいたします。

ほかによろしいでしょうか。時間も限りがありますので、またお気づきになったら後で受け付けるということで、第Ⅰ章「森林・林業の再生と国有林」、ここは特集章ということですからちょっと時間をかけて見ていきたいと思えます。

どなたか。佐藤委員、よろしく願いします。

○佐藤委員 どこで発言すればいいのかなと思ったのですが、全体的なことなのですけれども、そのことでちょっと発言させていただきます。

全体的に現状はよくあらわしているというふうに思います。私、前もっていただきましたので、斜め読みなのですからけれどもずっと読ませていただいて、全体的に現状をよくあらわしているし、ここからこの後の施策等々がにじみ出ているということも感じられます。

これを国としては現状と理念に基づいて山づくりの政策が出てくるわけですからけれども、その政策を現場で実行するのが私たちの仕事でございまして、そういう立場から、今ちょっと感じていることを一言お話しさせていただきたいと思えます。

環境問題等々を含めて、山に対する国民的な関心は非常に高まってきているとは思っています。ただ、一方において、所有者がどんどん山離れということが進んでいる。この中の表現としては、林業に対する関心は低下しているというふうに表現されていますけれども、私は、もうちょっと「低下」ではなくて、ほとんどなくなりつつあるのではないかという

ふうにさえ思うわけです。

そうならないといけないので我々も頑張らなければいけないということになるわけですが、このまま所有者の山離れが進んでまいりますと、もう既に起きているように民有林の境界が日に日に不明になっていまして、集約化するにも、経営計画を立てるにも、非常に困っている状況なのです。

このことについて、では、どういう手があるかというとなかなか難しい問題なのですが、ただ、これからの国の森林・林業の動向なり、展望なりということを見ていくときに、所有者という視点はもうちょっと重視していただかなければいけないのではないだろうか、そういうふうになんか思っていて、我々も頑張らなければいけない問題ですが、今、再生可能エネルギーの固定価格買取制度もスタートいたしまして、我々としては大変追い風だと思っていて、これを何とか定着させて、山の復権をしなければいけないと思っているのですけれども、それすら、所有者の協力なり理解が得られないと成り立たないという根本的な問題がありますので、そのところを一言、私の立場でお話しさせていただきたいと思えます。

○鮫島部会長 かなり本質的な問題で、全般にわたると思うのですが、これはどこかでそれに関する記事があったと思うのですが、今、第Ⅰ章ということで離れてしましますけれども、せつかくの御意見ですので、具体的に。

○佐藤企画課長 御意見どうもありがとうございます。

Ⅰの3ページをご覧いただきたいのですが、まさに私どもも基本的には同じような認識を持っておりまして、2ページから3ページにかけて森林・林業の再生に向けた取組の背景といったことで紹介をしております。

そこで、最初の2ページのほうは、どちらかというと基本法の制定の背景ということなのですが、そのところでも若干触れております。さらに、特に近年の問題ということで、3ページの(イ)のところ記述しております。その「しかしながら」の後でございますけれども、生産性が低いというのは依然としてということなのですが、今まさに御指摘ありました森林所有者の林業に対する関心の低下と、これぐらいの言い方でいいのかということでございますけれども、さらに、相続等に伴いまして経営意識の低い森林所有者も増加しているといったことで、森林所有者の視点というのは大事だというのは私どもも踏まえているつもりでございます。

それを踏まえました施策の動向としまして、具体的には7ページ以降になるのですが、今お話がありました、集約化するにも、経営計画を立てるにも、所有者がわからな

い、境界がわからないという話でございますけれども、（イ）のところでも中段でございますけれども、「それぞれの森林の所有者を把握することが不可欠である」といったことで、ただ、実際にはこういった状況であるといったことを踏まえまして、今回の森林法の改正の話を紹介しているという構成になっております。8ページでは、「森林所有者の把握」といったことも紹介しております。

さらに、第V章「林業と山村」のほうになりますと、25ページになりますが、特に森林所有者の特定と境界の明確化が課題といったことで、かなりの分量を割きまして紹介させていただいております。今の御指摘も踏まえまして、留意して作成に努めてまいりたいと思います。

これは動向編でございますけれども、今後の施策におきましても、そういった視点はちゃんと持ってやっていきたいと思っております。

○鮫島部会長 よろしいでしょうか。

澤田委員、よろしく申し上げます。

○澤田委員 私どものほうで何とか山にお金を返したいと思って活動しているのですが、そのときに、今言われたように、個人の所有者というのが本当に見つからなくてデータを探したのです。そうすると、農林業センサスに1ヘクタール以下の持ち主さんは載っていないのですが、そこで、いろいろなところをちょっとだけ手を尽くしまして調べてみましたら、例えば森林簿であるとか登記簿であるとか、いろいろなところの林業所有者の数字がかなり乖離していました。何が正しいのかわからない。PDCA、プランの最初は現状を把握することから始めなくてはいけないはずなのですが、そのデータがどこにも見つからないというのが現状ではないかと思えます。

その辺でざっくりでも結構ですので何とかなると、地元でも頑張らなければいけないとか、では、どうしようとか、予算立てとかができると思えますので、よろしく願いいたします。

○鮫島部会長 それでは、コメントをよろしく申し上げます。

○佐藤企画課長 関連する御指摘だと思います。まさに所有者情報、ただ、一方で所有者情報をあちこち違う部署でばらばらに持っているといった面もございますので、そこはちゃんと情報共有しようではないかといった話は今回の森林法の改正でも盛り込んで、これから具体化していこうということで、この白書の中ではそういったことも課題として、さらに施策の方向としても盛り込ませていただいております。

○本郷計画課長 今回の企画課長がお話ししたのはI-8ページの右側のところに書いてあ

ることなのです。我々もこの件に関しては非常に憂慮しております。森林法の改正の際に議員修正という形で、この右側に書いてある「今回の『森林法』の改正により、都道府県や市町村が、同法に基づく勧告や命令等を行うために、森林所有者等に関する情報を行政機関内部で利用することを可能とする」。これは、ほかの部局が持っているものは個人情報なものですから、他の行政目的に使ってはいけないというふうになってしまっているということが、今、澤田委員がお話をされたことに拍車をかけてしまっていて、行政がつかみ切れていないということになっているものですから、そのところ、例えば今お話があった登記簿の情報は、法務省のほうを持っているのですけれども、それを県とか市町村のほうで、昔は地番1件ごとにしか見せていただけなかったのを大字単位で普通のエクセルのデータに落とせるような形でいただけるようにしたとか、そういう形で進んでまいりまして、こんなことを言うと悪いのですけれども、法務省のサーバーがパンクしかけたとか、そういう形で今取り組んでおりますので、様々な取組をこれからもしていきたいと思えます。

それで、関心がもうなくなったと言ってもいいのではないかというお話なのですけれども、これも、いざスタートしてみると、意外と皆さん、何もしようとはしないのだけれども、何かをしようとするとか関心を持たれて、かえって我々は、もうどなたかにお任せくださいよというふうに思っていたのですけれども、やはりそうなるとう誰にも任せたくないというふうになってしまうところが今非常に苦慮しております、ここを今後どうやって乗り越えていくか、我々も佐藤委員とも連携させていただきたいと思えますし、お願いを言わせていただければ、森林組合で地籍調査を進めていけるような形というのも何とか施策にしていくようなことを考えていきたいなと思って、市町村に任せていてもなかなか財政難とかということで進まないところもありますので、そういうことも含めて考えさせていただきたいと思えます。

○鮫島部会長 どうもありがとうございました。

ちょっと時間も見ながら前に進まなければいけないので。

○鈴木委員 済みません、1つだけ。

○鮫島部会長 では、鈴木委員。

○鈴木委員 I-38というところで「今後の課題」というのをに入れていただいて、これはまとめがついて大変結構だと思うのですが、ここに書いてあることが民有林、国有林を通じた取組なのだけれども、国内の話題だけが書いてあるのです。要は、材木の値段が下がり過ぎないとか、うまく情報を流通してやるというような今後の課題にかかわるところ

だったら、当然、海外の情報も十分につかんでというような、国際的な視点というのがここでも何か必要ではないかと思えますので、余りにも国内に閉じた書きぶりのような印象です。それをちょっと申します。

○鮫島部会長 それは全体の構成にもかかわるところだと思うのですが、第Ⅰ章の「森林・林業の再生と国有林」ということで、ことしは国有林のことを中心に書くということで特集章を設けたのですが、森林・林業の再生ということが前半の部分は大きくて、何となく全体的には非常に包括的に書かれていて、これ自体は読みやすいけれども、何となく国有林ということに関して、かなり大改革をされたと思うのだけれども、余りインパクトがない。逆に、そんなにインパクトを与えるのではなくて、きっちりやったことを記述するというスタンスなのか。

多分、今の鈴木委員の御発言も、全体の構成との関係があるのではないかと思うのですが、その辺を含めて何かコメントをいただけますか。

○佐藤企画課長 まず、海外の話でございますけれども、基本的な特集章は森林・林業の再生で、具体的に何かというと、施業の集約化を中心にした国内林業のあり方の問題、もう一つは、国有林のあり方の問題ですので、書いている内容も海外というよりは国内での取組が中心になっております。

したがいまして、今後の課題のところでもそれを中心に書いているのですけれども、一方で、38ページのところで最初の課題、「川上から川下までの木材需要全体を視野に入れて」といったことになってきますと、当然、輸入される木材も含めた情報収集というのが必要になってくるのは当然でございます。

ただ、あえて、ここで海外の話ということで特に明示すると逆にわかりにくいかなと思いまして、ここでは特に明示はせずに、こういったふわっとした形で書いているということでございます。

ただ、もちろん、海外の話は重要でございますので、この白書の中でも、通常章の中でそういった海外の状況についても地域別等を含めて細かく分析をしております。考え方としてはそういうことでございます。

○鮫島部会長 よろしいでしょうか。

それでは、第Ⅱ章のほうに移らせていただきたいと思います、「東日本大震災からの復旧・復興」ということで、申し遅れたのですが、参考1に前回の意見の反映結果というものもありますので、これも見ながら御検討いただければありがたいと思います。

それでは、第Ⅱ章について何か御意見、お気づきになられた点、ございませんでしょうか。

か。

これも昨年は特集章ということだったので、震災からの復興、それから、放射能汚染の問題等も継続的に取り扱っていかねばいけないということで、今年もこういう形で章をつくらせていただいたという経緯があります。

いかがでしょうか。

○佐藤委員 いいと思います。

○鮫島部会長 よろしいでしょうか。

非常に丁寧に記述されていて、ためになるというのですか、全体がつかみやすく、よく書けているなと思います。

またお気づきになられたら後で御意見いただくということで、それでは先の章に行きたいと思います。

第Ⅲ章「地球温暖化対策と森林」はいかがでしょう。

こちらは、第2期には参加しなかったということで、いろいろ日本は独自に考えていかなければいけない点もありますが、ここで1つ、資料Ⅲ－8というところで、「木材利用における炭素ストックの状態」で、これはHWPが導入されるということにも絡んでいるのですが、オリジナルがこうだからということなのですが、これは了解を得て、こういう資料から作図し直したとか何とかで見やすいに絵にしたほうがいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。ところどころ図が、字が小さ過ぎるとか見にくいところがあるので、その辺を思い切って作図し直すということがあってもいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○島津監査官 いつもこの手の御指摘をいただいております。まだ検討途中なので、こういう材料でつくりたいということでとりあえずは出させていただいておりますけれども、正式に国会に報告する印刷物のときには、特にこういった見にくいのは我々も気づいておりますので、作図をし直すとかいろいろ工夫をして、もっと見やすいものを実際の配付物にさせていただきたいと思います。

○鮫島部会長 いかがでしょうか。ほかに内容的に何か、この辺はもう少し書いたほうがいいのではないかとか、そういうことはございますか。

では、井上委員、よろしく申し上げます。

○井上委員 Ⅲ章の9ページの資料Ⅲ－9に「住宅1戸当たりの二酸化炭素の排出量」がありますが、これは恐らく、吹き出しのようになっているところの大きさを排出量のイメージをつくっているのだと思います。住宅には、もう一つ、炭素を固定化する機能があり

ます。ここは排出量のことだけ触れており、炭素を固定化する部分も同じ場所に入れるのが適切かどうかわかりませんが、住宅の炭素固定機能を大きさを表すとしたら、木造住宅は相当大きくなって、他は小さくなるのかもしれないですね。木造住宅、いろいろな公共建築物も木造で作っていくことを推進する立場としては、炭素を固定化していく機能を木造住宅等が自ら持っているということもどこかで表現できるような図なりポンチ絵があると良いと思います。

○鮫島部会長 多分、これはⅢ－８がそれを考えたものではないかと思うのですが、順番が、その辺を少し整理されたほうがいいかもしれないですね。何となく行ったり来たりのような気がするので、作るとき、でき上がったものがストックとして、HWPのことですけれども、その辺の貢献ということですか。少し順番が入れ違っているような気がします、いかがでしょうか。

○島津監査官 今、井上委員のほうからお話があった図ですが、それをういた白書というのを何年前につくっているのですけれども、今回の趣旨は、まさに鮫島部会長がおっしゃったように、ストックの話は資料Ⅲ－８で、むしろより詳しく森林の状態のときには成長に伴って山に炭素が蓄えられて、それが排出されて住宅とか何かで一時貯蔵されて、さらには、またカスケード利用して最後に燃やすと、より詳しい図を用いているものですから、また重複するものではないかというふうに考えて、資料Ⅲの図に変えさせていただいたという次第でございます。

お話もありましたので、ちょっと重複はあっても、従来使っているようなものを加えられるかどうかについては、また検討をしてみたいと思います。

○井上委員 この文章を読んでいくと、炭素の固定化機能のことがずっと書いてありますが、資料Ⅲ－８とⅢ－９の図というか、グラフというか、これがちょっとわかりづらいと思います。

○鮫島部会長 よろしくお願ひします。

○島津監査官 検討します。

○鮫島部会長 では、よろしく検討してください。

ほかに何かございますでしょうか。

私、何となく気になったのは、Ⅲ－14の図で、これは吸収量の図で、要するに林齢の20年来の木が、何となくこれだけを見ると単伐期で回転させるようなイメージに思うのですけれども、この辺は、やはり伝えたいものと、この図の関係というのはこれでよろしいでしょうかということなのですけれども、いかがでしょうか。

○佐藤企画課長 本文との関係でございますが、Ⅲ－14で森林資源の若返りも課題であるというところにリンクしたグラフではあるのですけれども。

○鮫島部会長 この図はすごく強い図ですね。ただ、何となく、もう五、六十年でも相当悪いなというイメージで、でも、実際、材料として使う場合は、当然そのぐらいは必要なわけで、ちょっと強いというイメージがありますけれども。

○肥後整備課長 確かに座長おっしゃったようなことに、この図は非常に刺激的な感じはありますが、単純に事実関係として、このぐらい急激な吸収量の減が、要するに成長の旺盛さと、それが落ちていくと吸収量が落ちていくというところがありますので、全体としては、今、長伐期を大きな方針にしていますけれども、山によってはこれから間伐が増えていくような方向性はございますし、基本計画の中でもその方向を示しております。言葉とこの図の使い方については、もう少し工夫が必要かなと思いますけれども、実は私のところで今、間伐特別措置法の改正の作業も進めておまして、この中で吸収量に期待する部分が今度の第2約束期間の中で、日本は参加しませんけれども、2020年の新たな枠組みに向かって、日本がさらに森林吸収でリーダーシップをとっていくためには、若返りを図っていく、これはもちろん、むやみやたらにやるわけではないのですけれども、そういうときに、そういうことで森林は若返るということで、吸収量の面でも、温暖化の面でも貢献をするという意図でございますので、その辺は誤解を与えるような形でない表現の工夫をしたいと思っています。

○鮫島部会長 よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。そうしたら、どんどん先に進みたいと思います。

第Ⅳ章「森林の整備・保全」、ここで何かございますか。

鈴木委員、よろしく申し上げます。

○鈴木委員 Ⅳ－2に資料Ⅳ－1という「多面的機能の貨幣評価」という図があつて、この程度の評価が出たことがありますよというのはいいと思うのだけれども、この絵を見ると、注2の下の方に「試算の範疇を出ない数字であるなど、その適用に当たっては細心の注意が必要である」ということが書いてあるのです。こういう言いわけが書いてあるような図を白書にわざわざ載せる必要があるのかということにはちょっと思います。貨幣評価は貨幣評価である必要があるのだけれども、やはり大変困難で誤解も生みがちであるとか、いろいろな側面がありますので、多面的な機能を示したければ、もう少し別の文脈の中でさまざまな働きがあるということを言うのが、資料自身は学術会議のものでありますからあれなのだけれども、いささか平成13年ということまで古いこともありますので、これはちょっと

考えたらいいかなと思います。

○鮫島部会長 いかがでしょうか。

○山口林政課長 この森林の多面的機能の評価につきましては、いろいろ議論があるところでございます。我々の評価の手法等については、何度か試算をしてきた歴史がございます。その中で、我々林野庁の人間だけではなくて、第三者の客観的な評価で試算してもらおうということで、当時、学術会議のほうに諮問をさせていただいて、答申という形を得たものでございます。

そういったことで、我々今から新しくオーソライズされた評価額を出せるかということ、ちょっと出しづらいところがございます。一方で、御承知のことかと思いますが、今、多面的機能の評価した支払い制度とか、これは農業のほうでも同じような検討がなされているところがございます。その農業のほうも学術会議にかつて諮問をさせていただいた数字を使った検討がなされているということもございまして、数字としては確かに古い数字ではございますけれども、これから多面的機能の議論が各方面で行われるのではないかと考えておりますので、おっしゃるように、注の1、2の書き方はこのままでいいのかということはありませんけれども、数字自体は載せていただきたいと考えております。

○鈴木委員 私、このときの学術会議の委員だったわけですので、経緯もよくよく知っています。ですから、数字はおかしいことはないとも思っていますが、ただ、読み方は多様にできてしまうので、あるいは誤解を生む側面もあるので、本文で書くのは一向に問題ないと思いますが、この図の示し方というところは、何か注のつけ方も含めてお考えいただければと思います。

以上です。

○佐藤企画課長 ただいまの御指摘を踏まえまして、検討させていただきます。

○鮫島部会長 ほかに何か。

それでは、澤田委員、お願いします。

○澤田委員 多分、何かの会議で決まったのだと思うのですが、ここにはないグラフがあるのです。下のこれです。去年はあったけれども、今年はないというグラフがあるのですが、私の森林に関わり始めたというのは、自分たちの仕事、もちろん森をとというのはありますが、資源をバックキャストで、やはり50年後、100年後の未来がどうかと考えたときに、皆さんに感謝したいのですが、今どれだけ安心していただけるか。これだけ木材資源が日本にあるというのは、どんなに安心していただけるか。当たり前にも思っているけれども、それをまず感謝することから始めなければいけないと思ったのです。

過去を見ていると植え過ぎたと言われるかもしれませんが、未来を見ると、「ありがたい」と言いたくなるような資源量なのです。それをもっとちゃんと伝えていただきたいのと、先ほど、伐採のことになりましたが、自分の住んでいるところの山の面積、樹齢のグラフをつくったのです。いつも見るのとほぼ一緒でしたが、これですね、いつもここを間伐しましょうと言われるのですが、私の目からは、ここが問題に見えました。だから、これはこのままスライドして行って、今あるからいいというのではなくて、ことし植えなければ、もう100年後に樹齢100年の木はないわけです。それを今後、今までは間伐、間伐ということでしたが、切って植えるということが将来に対してどんなに大切かということを表すグラフだったのに何で伐ってしまったのかと思いました。御説明よろしくお願ひいたします。

○鮫島部会長 齢級の平準化というのですかね、それは非常に森林・林業再生プランのころも随分重要な課題だったと思うのですが、今年のものから確かに消えているということなのですけれども、コメントをいただきたいと思います。

○佐藤企画課長 本文の4ページの話かと思います。資料Ⅳ－7で「我が国の人工林の齢級構成」ということでは載っているのですけれども、かつ、本文の中では、「一方、近年における林業生産活動の低迷により、若齢林は非常に少ない状態にある」と、まさにこの話だと思います。今の御指摘を踏まえて資料をどうするかでございませうけれども、計画課、何かありますでしょうか。

○本郷計画課長 どういう論点で書くかということになりますので、例えば、先ほど御議論があったⅢ－15、地球温暖化防止に貢献するためには若返りを図らなければいけないのだみたいなところと、今のグラフをそのまま使うのは難しいのかもしれませんが、要するに、何か若返りが必要だというようなことを言うために、今おっしゃられたようなことを含めて考える。先ほど、この年間成長のこれが強過ぎるという話もありましたので、その辺で工夫できるのではないかと思います。

○鈴木委員 たしか去年の脈絡では、森林計画制度そのものが50年先、100年先の安定した林齢構成というのを目指して、それは一応、将来計画としてはこういう絵が書ける。二酸化炭素を吸わせながら、土砂災害を防ぎながら、国産材の50%の自給というのを保ちながら、こういう絵が描けるということで、そういう計画制度の中で御提示いただいたように思うのです。

ですから、年とともに絵が出たり引っ込んだりというのはあるかもしれないけれども、やはり大事な絵なのではないかと。書き方を変えるにしても、私も何か入れておいていた

だいたほうがいいかなと思うグラフだと。

○本郷計画課長 これは企画課のほうと御相談しますけれども、澤田委員がおっしゃられた、今植えられていないことが問題だということクローズアップするのか、鈴木委員おっしゃられるように、将来とも長い期間を見ても、この資源の循環というのは安定的にさせていくのだということ伝えるのかという、その使い方の問題だと思うので、記述するほうとよく相談させていただきたいと思います。

○島津監査官 図面の出入りはあるのですが、IV-4ページの赤字の30と書いていますが、「目標の策定に当たっては、将来的に均衡がとれた年齢構成となるように配慮した」と。これは昨年使った文章であります。考え方は何ら変わってなくて、多少文章が短くなった部分はあるのですが、考え方は変わっていない。ただ、グラフの出入りがあったということで御理解いただきたいと思います。

また、図を復活させるかどうかは計画課と相談して考えていきたいと思っております。

○鮫島部会長 ぜひ、委員からの要望ですので、積極的に受けとめていただければと思います。

大分また時間が押してきたのですが、もう少し先に行きましようか。

V章はいかがでしょう。

V章を見ていると、立木の価格が非常に低くて、造林コストが高くてなかなか採算がとれないということはすごく伝わってくるのですが、そうはいつでも、それを打開して、ちゃんと経済収支、ビジネスとして成り立つようなモデルというのを誰が考えるのかということなのです。やはり、何か政策的にそういうある提案というのは、どこかでできないものかといつも思っているのですが、これは記述とは違うのですが、何かそういう、どこかでこれを打開しないと林業というのはビジネスとしてなかなか成立しないということになりますね。これは、どの課にとっても非常に大事な問題ではないかと思うのです。今回の記述ということではありますが、何か記述に関して御意見、コメント、要望等ございませんでしょうか。

そうしたら、もっと先に行きましよう。多分、井上委員は第VI章が。「林産物需給と木材産業」ということで、井上委員、何かコメントはございますか。

○井上委員 大丈夫です。

○鮫島部会長 よろしいですか。それでは、少し考えておいてください。

葛城委員、よろしくお願ひします。

○葛城委員 瑣末な指摘で恐縮なのですが、また、既にお気づきかもしれないのですけれ

ども、VI-7の右下の「国産材の樹種別生産量」、この図を入れていただいでてすごくよかったなと思うのですけれども、何色が何をあらわしているかというところの説明が、例えば針葉樹とアカマツがくっついてしまっていて、本来、「アカマツ・クロマツ」が一まとまりだと思うのですけれども、ぱっと見たときにわかりづらい。クロマツ、エゾマツもくっついてしまっていて、本来はその下の「エゾマツ・とど松」が一固まりだと思うのですけれども、その辺、スペースを工夫していただければと思います。

ちょっとさかのぼってしまって恐縮なのですが、ついでにアルファベットの表記の読み方に関してなのですけれども、例えばIII-14、大変戻ってしまって済みません。「REDD+（レッドプラス）」というのはちゃんと片仮名で読み方を書いてくださっていて非常に読者に優しいというか、すっと読めるのですけれども、そのもっと前、III-11は「キャスビー」と読むのでしょうか。建築環境総合性能評価システムのことなのですが。

○佐藤企画課長 キャスビーです。

○葛城委員 これですとか、もっと前にさかのぼって、II-4のページに恐らく初めて出てくるのだと思いますが、J-VER制度でしょうか。制度そのものについての説明は割と細かくその後に書かれているのですけれども、読み方です。アルファベットをそのまま、「ダブル・エイチ・オー」とかそういうふうに読むものはそのままいいと思うのですけれども、そうでない「J-VER」とか「CASBEE」というのは、REDDと同じようにすっと読めるように片仮名を振っておいていただけるとありがたいなと思います。

以上です。

○鮫島部会長 よろしくお願ひします。

○佐藤企画課長 御指摘ありがとうございます。

最初に御指摘があったのは「キャスビー」で、後のほうは「ジェイ・バー」でございます。それぞれ記述をするようにしたいと思います。ありがとうございます。

○鮫島部会長 先ほど、せつかくIV-7の図の話が出たのですけれども、私は、九州では327万立米から437万立米に大きく増加しているとか、あるいは、カラマツとスギは34%、64%増とか、すばらしく伸びたところがあるのですけれども、伸びたというより書いてあるのだけれども、どうして伸びたのかぐらい少し書いておいてもらってもいいかなというふうに思ったのですが、簡単でいいのですけれども、いかがでしょうか。これは非常にポジティブな傾向ではないかと思ひます。

○佐藤企画課長 理由を精査いたしまして、検討させていただきたいと思ひます。

○鮫島部会長 よろしくお願ひいたします。

ほかに。では、鈴木委員、よろしくお願いします。

○鈴木委員 細かいところばかりなのですが、VI-3 ページ、前のページから北米の動向というので来るのですが、3 ページの頭のところで、北米材が、アメリカの住宅着工が減少していたのだけれども、2011年から増えるわけですね。そこが減ってきたけれども、2011年に回復したと書いてある。ところが、今度、右側の末尾の「米国では、住宅着工が伸び悩む中」というので、減って、増えたということを反映していなくて、減った状態のあれで伸び悩むという書き方で、ちょっとつながりがよくないというような、つまり、伸び悩んでいたというのもそうなのだけれども、前でちょっと上がっているよということを使ったのを受けた記述というか、そういうのが要るかなと。

もう一つは、これは全体を通してのグラフの話なのですが、特にこの章で外国のグラフと日本のグラフが混在するので気がつくのですが、横軸が年数のときに西暦の表記と昭和、平成の表記が、できれば全編通して横軸年数のところは統一していただきたいと思うのだけれども、例えば、VI-3 だと西暦のみですね、1 枚めくってVI-5 になると、資料VI-5 は西暦のみで、VI-4 は元号表記で西暦が括弧に入っているというようなのが、全編通して3 種類ぐらいのパターンで出てくると思うのですけれども、これを何とかそろえていただければと思います。

○鮫島部会長 いかがでしょうか。

○佐藤企画課長 御指摘ありがとうございます。基本的には、外国の統計のものはどうしても西暦になってしまう一方、国内の統計については基本的には年号で、もともと統計がそうなっているからというのもあるのですけれども、ちょっとわかりにくいではないかという御指摘ですので、全てについて全部併記するかどうかはわかりませんが、御指摘を踏まえて検討させていただきたいと思います。

もう一つ、最初にございました住宅着工のところの記述ぶりですけれども、これはどのスパンを見て言っているかというところでこういう記述になってしまったのですけれども、おっしゃる通り、流れで見て、ちょっと違和感があるといった点については、検討させていただきたいと思います。

○島津監査官 課長が検討すると言ったのですけれども、作成者側としてちょっと言わせていただきますと、3 ページのほうから見ると、単年度的には減った、増えたというのがあって、それから読み続けて10行目あたりの伸び悩む中というのは何だという話になるかと思うのですが、実を言うと、その前から読んでいただくと、アメリカの住宅着工戸数というのは200万戸あったものが、4分の1にもものすごく減ったのです。そこから若干は

増えているのですけれども、まだまだ増えていないということで、どうしても増えたとは書けずに、やはり伸び悩むと書くのが普通だろうなということで書いている次第でございます。最近、またアメリカも少し増える兆しがあるのかなとはみっていますが、そういうタイムスパンで書かせていただいたということです。

○鮫島部会長 よろしいでしょうか。

それでは、澤田委員。

○澤田委員 今のはアメリカの着工数だったのですが、日本のデータはどこにあるのでしょうか。

○鮫島部会長 お答えいただけますでしょうか。どこかに記述はあったと思ったのですが。

○佐藤企画課長 第VI章の12ページをご覧くださいますと、記述もそうですし、資料のほうでも資料VI-13「新設住宅着工戸数と木造率の推移」ということでございます。

○鮫島部会長 私、1つ、どうしても申し上げたいなと思ったところがあるのですが、VI-19ページで、特用林産は林業産出額の5割ということで、その中ではきのこが大部分で、きのこは前年度2,648億から2,245億に400億も下がっているということなのです。これはいろいろ放射能の問題もあるし、ほかの問題もあると思うのですが、やはりきのこをこれだけ林業の中で大きなウエートを占めている割に、これだけで片付けてしまうというのは寂しいなという気がしているのと、それから、以前はきのこの生産量とか生産額とか、そういう図が1枚入っていたと思うのです。これが数年来消えてしまっていて、やはりきのこというのは非常に大きな産業なので、もうちょっとその辺を手当てしていただけたらいいかなと。

それから、去年から下がっているのも、何となくそれは課題であるのですが、昨年、白書をまとめている、特に反省会だと思うのですが、いいことを書くのもいいけれども、やはり問題であるところも拾って書いていったほうがいいということもありますので、ぜひその辺は検討いただきたいと思います。

大分時間が押してきていますが、井上委員、何かございますか。よろしいですか。

○井上委員 VI-8ページの「主要樹種の都道府県別生産量」では、上位5位だけ載っています。もっと伐採をしたほうがいいよという意味でワースト5位も載せたらどうかと思ったのですけれども、よく考えてみたら、多分、東京都とか大阪府とか大都会になってしまうのだらうと思いますので、上位10位か15位ぐらいまでは載せられないかと思いますがいかがでしょうか

○鮫島部会長 いかがでしょうか。こういうランキングが載ると、俄然、それぞれ頑張る

かもしれないです。

○佐藤企画課長 おっしゃる通り、ベストファイブよりベストテンのほうがいいではないかというお話もございますので、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○鮫島部会長 よろしくお願ひします。

大分時間が押してしまっていて、もう一つ、資料2の「『平成25年度森林及び林業施策』の作成の基本的考え方(案)」は、1枚で表裏なのですが、これも審議しなければいけないのですが、タイトルが出ているだけなのですが、何か御意見ございますでしょうか。それで、もし時間があつたら、もう少し全体について意見はいただけると思ひのですが、この資料2についていかがでしょうか。よろしいでしょうか。

澤田委員、よろしくお願ひします。

○澤田委員 たびたび申しわけありません。今回の多分間に合わないと思ひしたので申し上げなかつたのですが、もう少しポジティブに自信を持って書いていただきたらどうかと思ひました。森林の持つ力というのは、みんな森林が嫌いな人はほとんどいないのですが、最初、何を見てもネガティブなところから書いてあるので。

○鮫島部会長 資料2についてですか。

○澤田委員 はい。ですから、25年度は、ぜひポジティブなほうから書き始めていただきたいということです。基本的な考え方。

○鮫島部会長 この順番というのはいかがでしょう。

○監査官 勝手に解釈して言わせていただきますと、実は、これは予算とか何かを出して25年度にやる予算とか税制とかそういうものを書くものなのですが、今、澤田さんがおっしゃつたのは、この24年版の本文を、来年つくるときにはもっとポジティブなもので文書をつくつてはどうかということなのでしょう。

○澤田委員 24年は、もう間に合わない。

○鮫島部会長 25年は、これからの施策ということで、これは別の案件です。これについても議論をしなければいけないので、時間内でこれについて何かお気づきのことがあつたら、まずこれについていただきたいということです。

○澤田委員 来年考えるということですか。

○鮫島部会長 これは来年度の施策です。

○澤田委員 白書についてではないということですか。

○佐藤企画課長 この動向編のほうはまさに本文で、イメージが非常にわかりやすいのですが、こちらの施策のほうは申しわけございません、まだ構成だけですので、多分イメー

ジが湧きにくいと思うのですけれども、この動向編とこちらの施策というのは書いてあることが全然違う文章でございまして、この動向編は、今ご覧いただきましたように、こんな状況といったことや、現状と課題のようなことが書いてあります。こちらの施策のほうは、それを踏まえて、では25年度は一体どういった施策をやるのか、イメージとしましては、まさに今日の林政審議会でも林政課長から御説明したような、予算であればこういった施策をやるのですといったことが並んでいるようなイメージでございまして。

多分、今の御指摘は、来年度、1年後にまた25年度の動向編というのをつくりまして、そこで現状と課題について記述をすることになるとお思いますけれども、多分そのときを想定したコメントというふうに受けとめさせていただいてよろしいでしょうか。

○鮫島部会長 次回にこちらのほうもまた出てくるわけですね。ただ、今回はそれほどいじれないタイミングではないでしょうか。こちらはそれほどこちらでいじるものでもないと思うのですが。

○佐藤企画課長 逆に言いますと、この施策のほうは前向きの話しか書いていないような内容になるとお思います。こういった問題は、だから前向きにこういうことをやっていくのだ、といった話になるとお思います。

○鮫島部会長 もう時間いっぱいになってしまったのですが、そろそろ時間ということで、では、鈴木委員、一言。

○鈴木委員 1つだけ。言葉遣いとかでコメントしたいことが幾つかあります。紙に書いてお出ししますので、よろしく。

○鮫島部会長 部会の時間も限られていますので、もしお気づきのことがあったら事務局に出していただいて、今回、参考資料1をつくっていただいたような形で、これに対してはこう対応したという表にさせていただくような形でよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○鮫島部会長 そうしましたら、時間も超えておりますので、このあたりで本日の審議を終わります。

事務局は、本日、各委員から出されました意見、それから、これからもさらにあるかもしれませんが、その意見を踏まえて文案の作成を進めるようお願いいたします。

それでは、私の役割はこれで終わりにしたいと思います。

○佐藤企画課長 部会長、どうもありがとうございました。

長時間にわたり、熱心な御議論をいただきまして、まことにありがとうございました。

次回の施策部会につきましては、4月3日に開催し、本日いただきました御意見を踏ま

えて修正した本文案について御審議をいただきたいと思っております。

その後の予定でございますが、4月の下旬に開催予定の林政審議会で諮問・答申の上、5月下旬に閣議決定、国会提出、公表の予定となっております。今年は、今日の審議会でもございました通り、予算編成を含めて1か月遅れておりますので、このスケジュールは例年より大体1か月ぐらい遅れるということになっておりますけれども、どうぞ御理解いただければありがたいと思います。

それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。